特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	任意の高齢者の肺炎球菌予防接種事務 基礎項目評価 書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、任意の高齢者の肺炎球菌予防接種事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

任意の高齢者の肺炎球菌予防接種事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和1年5月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

_1 渕建情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	任意の高齢者の肺炎球菌予防接種事務				
②事務の概要	堺市任意の高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱に基づき、高齢者における肺炎球菌による肺炎の発病及び重症化の防止を図るため、当該要綱により、実施対象者や期間等を指定し、予防接種の実施その他必要な事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「条例」という。)の規定に従い、次の事務に利用する。 ・堺市任意の高齢者の肺炎球菌予防接種に関する費用助成事務 当該予防接種にかかる自己負担金の免除を希望する者に対し、これに係る申請を受け付け、費用助成の程度(実費徴収の有無)を決定する。				
③システムの名称	予防接種システム、健康基本情報システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間 サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
予防接種情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに条例第3条及び別表第1の8の項				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号並びに条例第3条及び別表第2の8の項				
5. 評価実施機関におけ	る担当部署				
①部署	堺市健康福祉局健康部保健所 感染症対策課				
②所属長の役職名	感染症対策課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求				
請求先	堺市市長公室広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439				
8. 特定個人情報ファイル	しの取扱いに関する問合せ アンドラ アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

堺市健康福祉局健康部保健所 感染症対策課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-222-9933

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			1年3月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成3	1年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
く選択肢> 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書及び重点項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書							
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			ない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2) 3)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・済	肖去				N22 17 74 5		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[〇] 外部監		
9. 従業者に対する教育・日	8発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れて行っ 十分に行っている 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	なし	新規項目	事後	様式変更による新規項目